

「在宅サービスの充実のための施策」事例紹介

- 資料3「第二期事業運営期間に向けた取組等について」の「ク 在宅サービスの充実のための施策」で触れている各自治体・保険者の市町村特別給付や保健福祉事業、及びそれ以外の独自の施策（事業）等につき、いただいた報告の一部を、各自治体・保険者の了承を得て掲載しているので、今後の検討の参考にされたい。

① 市町村特別給付、保健福祉事業

<事例>

- 市町村特別給付

- ・ 紙おむつの支給・・・・・・・・・・・・ 愛媛県東予市
- ・ 移送サービス・・・・・・・・・・・・ 東京都中野区
- ・ 配食サービス・・・・・・・・・・・・ 兵庫県宝塚市
- ・ 通所入浴サービス・・・・・・・・・・・・ 静岡県静岡市

- 保健福祉事業

- ・ シニア健康教室・・・・・・・・・・・・ 北海道岩見沢市
- ・ 歯科保健指導及び口腔衛生指導・・・・ 福島県鏡石町
- ・ いきいき健康づくり事業・・・・・・・・ 兵庫県尼崎市
- ・ 介護予防対策事業・ひとり暮らし等
高齢者在宅支援相談事業・・・・・・・・ 山口県下松市
- ・ 介護方法の指導その他の介護者等の
支援のための事業・・・・・・・・ 三重県度会一部
介護保険事務組合

様式1

市町村特別給付の実施状況調査票

都道府県名 愛媛県

市町村名 東予市

○市町村特別給付の実施状況について

1 市町村特別給付の内容

I 給付サービス名(事業名)

① 紙おむつ購入費の支給サービス

②

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び給付方法

対象者は、①要介護1～要介護5の認定を受けている。②在宅で介護を受けている。③紙おむつを必要としている。以上の条件をすべて満たしている方。給付方法は、償還払い、市に登録している市内の薬局等で購入した1ヵ月分の紙おむつ購入代金受領証明書を申請書に添付して購入月の翌月に担当ケアマネージャーの意見を記入して申請する。支給額は、1ヵ月に購入した費用の9割相当額を支給する。ただし、購入した費用は月額6,000円が限度。

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

紙おむつは、寝たきり高齢者にとって必需品であり、家計に与える経済的負担が大きいこと、また、施設サービスについては、介護保険給付の対象となっていることなどから、在宅寝たきり高齢者にも紙おむつの支給について配慮が必要であると考えた。また、福祉事業として実施していた紙おむつ支給事業は、フラットタイプの紙おむつを無償で支給していたが、利用者からの改善の要望があった。これらの理由により介護保険特別給付に位置づけ給付内容の拡充を図ることとした。

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… □ 6月)

利用人数 □ 215人 (延べ) 費用額 □ 1,053,294円 (おむつ購入額)

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかった点等)

要介護1以上の在宅認定者の37%が利用しており、その内の15%は標準給付サービスを利用せず特別給付サービスのみを利用している。市が実施した利用者へのアンケートによると、以前、福祉事業で実施していた紙おむつの支給については、フラットタイプを支給していたが、介護保険特別給付の紙おむつ購入費の支給サービスでは、利用者個人の状態に応じた紙おむつを選択することができる点などから96%の人が満足していると回答があった。

II 実施後に生じた課題

利用者が在宅であるか、紙おむつが必要かを担当ケアマネージャーの意見として申請書に記入することとしているためか、結局代行申請となってしまいケアマネージャーの負担が重くなってしまった。ケアマネージャーに対する報酬は出しておらず、不満の声が出ている。

ご協力ありがとうございました。

様式1

市町村特別給付の実施状況調査票

都道府県名 東京都

市町村名 中野区

○市町村特別給付の実施状況について

1 市町村特別給付の内容

I 給付サービス名(事業名)

① 特別給付(短期入所に伴う送迎費用の支給)

②

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び給付方法

①対象

短期入所サービス利用時にタクシーまたは寝台付自動車を利用した場合、自宅から当該施設までの往復に要した費用の一部を給付する。

②給付方法

給付率：当該移送にかかる費用の100分の50、または支給限度額のいずれか低い額。

支給限度額：タクシーの場合は、片道4,000円。寝台付自動車の場合は、片道6,000円。

タクシー移送費の適用除外：タクシーによる移送については、利用施設が区内及び近隣区に所在する場合は給付の対象としない。

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

①実施した背景

短期入所施設が区内に不足し遠方の施設を利用せざるを得ないことや、要介護者の送迎に寝台付自動車を必要とする場合など、送迎に多額な費用がかかることが想定されることから、経費の一部を給付することにより利用者の負担軽減を図る。

②経緯

介護保険制度実施以前から、区の福祉事業としてショートステイ利用時の寝台付自動車の斡旋、および運賃の1/2補助事業(～平成11年3月)を実施していた。この実績を踏まえ介護保険制度の中での実施に至った。

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… □ 6月)

利用人数 延 85人

費用額 345,500円 (給付額)

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかった点等)

中野区では、短期入所サービスの需要の拡大に対して区内施設だけでは吸収できず、遠方施設に頼らざるを得ない状況が現れている。このため、遠方施設をより利用しやすくすることが必要である。平成12・13年度における短期入所サービスや特別給付の施設所在地別利用状況をみると、多摩地域などの遠方にある施設の利用が大幅に伸びている。

II 実施後に生じた課題

①利用者負担額の公平性の確保のために

寝台付自動車を利用する場合、移送費用の一部を給付しているものの遠方施設の利用者の方が、区内及び近隣区の施設の利用者より自己負担額は高額になっている。

タクシーを利用する場合、適用除外規定があることから、区内・近隣区施設の利用者がその他の地域施設の利用者より自己負担が高額になるケースが発生している。

②区民要望に対応するために

区内の短期入所施設の利用状況は、利用予約の時点で満床になっており介護者の急病等を理由とした利用意向には対応できていない。一方、区と協力関係にある多摩地域の一部の施設では常に定員に余裕がある状況であり、短期入所サービスに対する区民要望により応えていくためには、遠方施設への利用促進のための改善策が必要である。

ご協力ありがとうございました。

様式1

市町村特別給付の実施状況調査票

都道府県名 兵庫県

市町村名 宝塚市

○市町村特別給付の実施状況について

1 市町村特別給付の内容

I 納付サービス名(事業名)

① 配食サービス

②

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び給付方法

対象者:要介護1~5、要支援の認定を受けた者

給付方法等:1日1食を限度として、現物給付で行う。1食当たりの単価は、900円。うち、500円は食材料費等の実費として利用者が負担。400円は配達費等で保険給付の対象費用。したがって、保険給付は、1食当たり400円の90/100

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

介護保険制度開始前からデイサービスの一環として配食サービスを実施していたが、介護保険に向けてのサービス利用意向については、要援護高齢者(在宅)調査の結果から30.5%の人が利用意向を示し、他のサービスに比較して希望する比率が高い項目となった。この結果を踏まえ、配食サービスを介護保険の特別給付とした場合に、次のような効果が期待できるものとして実施することとなった。

- (1) 措置とは異なり、利用者の希望に即してサービスが提供されることにより、利用しやすいサービスになるとともに、利用の拡大を図ることができ、多様な献立の提供が可能になる。
- (2) 配食サービスをホームヘルパーによる買い物、調理に置き換えた場合、ホームヘルプサービスの利用を軽減することとなり、長期的には保険の負担を軽減できる。
- (3) 配食サービスは、ホームヘルプサービスの上乗せとしての効果が得られ、また、施設サービスへの移行を予防する点からも保険全体の運営にとって給付のレベルアップと同時に負担を軽減できる。
- (4) 保険で実施した場合、安定して財源を確保でき、サービスの安定的提供につながる。

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… 6月)

利用人数

395人 (実数)

費用額 1,927,800円 (給付額)

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかつた点等)

介護保険の対象サービスとしたことにより、措置とは異なり、利用者の希望に即してサービスが提供されるようになった。実際に措置で行っていたときよりも利用者数は拡大している。

II 実施後に生じた課題

- ①計画では、居宅要援護高齢者の約33%が年間122日(3日に1食)利用するものと想定し、年間約13万食の利用があると見込んでいるが、平成13年度実績で年間54,024食となっており、利用拡大が課題となっている。
- ②現在のところは、昼食のみであるが、夕食の配食サービス実施の要望がある。
- ③現在のところは、指定サービス事業者が1社であるが、事業者の複数化の要望がある。

ご協力ありがとうございました。

様式1

市町村特別給付の実施状況調査票

都道府県名 静岡県

市町村名 静岡市

○市町村特別給付の実施状況について

1 市町村特別給付の内容

I 給付サービス名(事業名)

① 施設入浴介護費の支給

②

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び給付方法

(1)サービス内容 利用者を施設に搬送し、寝たきり者でも入浴可能な特別な機械式浴槽を利用して入浴介護を行う。

(2)対象者及び給付限度 要介護3～5の居宅生活者に対して、1月4回を限度として、当該月における入浴が可能な法定サービス(訪問入浴介護又は特別入浴介助加算の適用を受ける事業所の通所介護若しくは通所リハビリテーション)の利用回数を控除して得た回数までを給付対象とする。

(3)給付方法 給付対象となる施設入浴介護に要した費用の9割を支給するものとし、他の法定サービスの現物給付(代理受領)要件と同一要件により1割の利用料のみの現物給付を実施している。また、法第50条の規定による給付額の特例及び法第66条から第69条までの規定による給付制限の取扱いも、法定サービスと同様としている。

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

(1)背景 昭和49年度から県単独補助事業として実施していた。平成11年度においては、6施設に事業の実施を委託し、実利用者428人、利用延回数7378回の利用実績があった。

(2)経緯 事業計画の策定に当たり、民生委員、介護ボランティア、公募介護者等により組織する「策定意見交換会」と意見交換を行い、学識経験者、福祉関係団体代表者、被保険者の代表等により組織する「策定懇話会」に諮りながら計画案の検討を行った結果、当該サービスについて、「①歴史が長く、サービスが定着している、②身体の清潔保持に加え、外出の機会を提供する、③介護者にとっても介護技術の習得と仲間づくりに貢献している、④実態調査においても介護保険サービスとして存続を望む声が本人、介護者ともに高い」等の評価を行い、寝たきり等の居宅生活者でも、国が定める居宅サービスの参酌標準を補完して、1月に4回(1週に1回)は入浴可能となるよう特別給付することとした。

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… 6月)

利用人数 134人(延人数)

費用額 4,698,660円

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかつた点等)

介護保険制度前の福祉サービスとしての利用実績を踏まえ、介護保険施行後も法定サービスを補完し、よりきめ細かく被保険者のニーズに対応するサービスとして着実な利用があった。その効果としては、次のようなものがあげられる。

- ①訪問入浴介護においては家族介護者の負担が依然残るが、当該サービスにおいては、それが軽減されること。
- ②寝たきり等の重度者は、いきなり通所介護等の集団活動にははじめないが、当該サービスにより外出の機会を確保することができ、また、通所介護等のサービスへの誘導に役立ったこと。
- ③訪問入浴介護が利用しにくい住宅事情にある者、通所介護等の利用意向がない重度者にも入浴介護により清潔保持が確保されたこと。

【参考】利用実績：平成12年度2,082人・5,927回、平成13年度1,844人・5,082回

II 実施後に生じた課題

下記に掲げる現状を受け止め、現在、保険料の増額要因(現状の保険料基準額で93円)となる特別給付としての存続を含めた当該サービスのあり方について検討課題となっている。

- ①市が定めた介護報酬では、採算が合わないとして、1施設が事業廃止したが、当該施設では、その人員及び設備を法定の通所介護事業に転換した。
- ②第2期介護保険事業計画策定のための実態調査において、居宅サービス利用者から「保険料が高くなるような市独自サービスはいらない。」との回答が63%あった。
- ③利用実績が減少傾向にある。

ご協力ありがとうございました。

様式2

保健福祉事業の実施状況調査票

都道府県名 北海道

市町村名 岩見沢市

○保健福祉事業の実施状況について

1 保健福祉事業の内容

I 納付サービス名(事業名)

① 介護予防教室(シニア健康教室)

②

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び納付方法

65歳から、74歳までの前期高齢者を対象に、いきいき熟年検診(高齢者検診)を実施し、その結果運動機能の低下している人や骨検診の要指導者及び血液検査の要指導者への個人通知並びにこれに準ずる心身機能低下の疑われる人骨折の危険度の高い人を公募。

健康スポーツインストラクター、医師、栄養士、保健師、カラーコーディネーター等により健康的で活動的な日常生活を確立するための講話、実技を含む指導プログラムを8週間にわたり実施。

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

老人保健事業で各種健康診査を行い疾病の早期発見、早期治療の2次予防をしているが、高齢者はそれのにとどまらず心身の状態は聞くと心身機能の質的評価の必要性を感じ、高齢者検診を平成12年度より実施した。

この検診を、健康づくりの機会ととらえ、全員に検診結果の説明を行い集団指導及び個別指導を行ってきたが、今後の寝たきりや痴呆の予防のためには、個人の生活実態や心身の状態に合わせた生活習慣改善の具体的な指導プログラムによる継続的指導が必要と考え教室を実施した。

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… □ 月)

利用人数 実人員 22人
延人員149人

費用額 70,700円

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかつた点等)

運動習慣のない心身機能の低下状態にある人を対象に、指導実績のある指導者に事業への助言と実技指導をしていただき、ウォーキング等なんらかの運動を全員実施した。

教室前後の運動測定では筋力や体力、バランス感覚、柔軟性の向上等効果が見られた。

また、アンケートにより個人の目標の達成感や日常生活の活性化がみられた。

II 実施後に生じた課題

雪の多い当市では、冬は閉じこもりがちになり身体活動が低下する傾向にある。冬期間にも安全に運動を継続し生活を活性化する方法や、参加者に対する継続へのアプローチが今後の課題である。

ご協力ありがとうございました。

様式2

保健福祉事業の実施状況調査票

都道府県名 福島県

市町村名 鏡石町

○保健福祉事業の実施状況について

1 保健福祉事業の内容

I 給付サービス名(事業名)

① 歯科保健指導及び口腔衛生指導

②

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び給付方法

在宅要介護高齢者の中で、本人及び家族が希望する者、または、ケアマネージャーがケアプラン作成におけるアセスメント上、口腔ケアの必要が認められる者の中から、地域ケア会議において、対象者を選定する。

本人または家族の了解を得て、ケアマネージャー、介護サービス担当者等の連携をとりながら、主治医または歯科医師の指示、指導を受けながら歯科衛生士による訪問指導を行う。

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

当地域では、歯科医師や歯科衛生士による訪問診療等を受けることができる環境が整っていたため、介護保険事業のスタート前から、高齢者・障害者に対する訪問歯科指導事業を行っていた。この事業に対する町民の関心は高く、事業成果も出始めていたため、さらに事業の普及定着をすすめ、寝たきり等の介護予防を図るために、当該事業として実施するに至った。

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… □ 月)

利用人数

6人

費用額

22,000円

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかった点等)

- ①口の中のケアや衛生状態の改善にとどまらず、食べる意欲や話す意欲が引き出され、全身のリハビリにもつながったケースが出てきた。
- ②歯科医師、ケアマネージャー、各介護サービス事業所との連携がとりやすくなった。

II 実施後に生じた課題

- ①歯科医師以外の主治医との連携の取り方。
- ②歯科訪問診療体制が、充分に整っていない。

ご協力ありがとうございました。

様式2

保健福祉事業の実施状況調査票

都道府県名 兵庫県

市町村名 尼崎市

○保健福祉事業の実施状況について

1 保健福祉事業の内容

I 納付サービス名(事業名)

① いきいき健康づくり事業

②

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び納付方法

- ・対象者 本市在住の65歳以上の介護保険被保険者
- ・対象施設 事業目的が達成できると認められるスポーツ関連施設8か所
- ・助成内容 初回指導料(2,000円を限度)及び施設利用料(800円を限度)の半額を助成する。施設利用料の助成は月4回まで。

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

介護保険制度の主旨である予防の視点を重視し、介護が必要となる状態を引き起こす主な原因である循環器疾患などの生活習慣病や骨粗しょう症などの予防のために、適度な運動が継続して行えるよう、スポーツ関連施設の利用料等の一部助成を行い、健康に対する意識づけを行うため実施した。(平成12年10月~)

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… 6月)

利用人数

1,643人

費用額

約2,300,000円

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかった点等)

- ・寝たきり等の原因となる生活習慣病を予防できる。
- ・日頃から健康に対する意識づけの一助となる。
- ・法定給付を受けない元気な高齢者も対象とすることにより介護保険の円滑な実施を図る。
- ・社会資源であるスポーツ施設が活用できる。(当初5か所→現在8か所)
- ・将来的に介護給付費の抑制が図れる。

II 実施後に生じた課題

- ・利用者の増加による介護保険料への影響
- ・事業効果測定(利用者アンケートを実施する予定)

ご協力ありがとうございました。

様式2

保健福祉事業の実施状況調査票

都道府県名 山口県

市町村名 下松市

○保健福祉事業の実施状況について

1 保健福祉事業の内容

I 給付サービス名(事業名)

① 介護予防対策事業

② ひとり暮らし等高齢者在宅支援相談事業

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び給付方法

介護予防対策事業

介護保険非該当高齢者及び高齢者施策利用者(給食サービス、緊急通報システム等)に対する訪問指導等を行い、在宅支援サービス計画の作成を行う。

ひとり暮らし等高齢者在宅支援相談事業

配偶者を亡くした高齢者等を中心に訪問し、相談、助言を行うための在宅支援相談員を配置する。

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

介護予防対策事業

介護保険で要介護認定を受けた高齢者は、介護支援専門員から、自立した生活を送るための様々な支援がうけられるが、非該当となった高齢者や高齢者施策利用者(非該当に準ずる者)にも要介護者と同様な支援を行うことによって要介護状態に陥ることを防止したい。

ひとり暮らし等高齢者在宅支援相談事業

配偶者の死亡時における高齢者の不安を解消し、ひとり暮らしの高齢者が安心して在宅生活を送る態勢づくりの一環として、保健、福祉に関する出前相談等を行う。

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… □ 月)

利用人数

300人

費用額

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかった点等)

数字的な効果は上がってこないが、対象者が相当に重度な状態になってから介護の相談に来るのでなく要介護状態でも初期段階からケアが可能になってきている。

II 実施後に生じた課題

本事業を実施することによって、介護保険非該当者の出現が少なくなってきたため、更なる予防対策として「閉じこもり予防訪問活動」の事業実施に向けて検討中である。

ひとり暮らし等高齢者在宅支援相談事業については、初回訪問時に問題のなかったケースも年1回は訪問するようにしているが、今後、対象者は増え続けるため、相談員の担当するケースが増加し続ける。

ご協力ありがとうございました。

様式2

保健福祉事業の実施状況調査票

都道府県名 三重県

市町村名 度会一部介護保険事務組合

○保健福祉事業の実施状況について

1 保健福祉事業の内容

I 給付サービス名(事業名)

① 介護方法の指導その他の介護者等の支援のための事業

②

③

④

⑤

⑥

II 対象者及び給付方法

対象：構成町村に住所をおく介護者など

周知方法：ポスター・チラシの作成、及びケアマネジャー等を通じての口コミ

(保健福祉事業の予算外では、年3回発行の広報誌「介護保険組合だより」にも掲載する)

2 当該事業を実施した背景(地域の実情等)及び経緯

介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」と表記)での、「介護保険事業を広域で実施するメリットを活かして、講演会なども広域で開催すれば、より効率的で、価値のあるものができるのではないか」という提案を受け、条例を制定し実施する運びとなった。

3 実績

平成14年7月中の実績 (7月以外の場合… □ 月)

利用人数

費用額

4 事業実施についての評価

I 実施による効果(よかった点等)

○12年度は在宅サービス受給者の介護者を対象にアンケート調査を実施したが、介護者がどのようなニーズを持っているか保険者が把握できて良かった。

○13年度は構成町村の4ヶ所でそれぞれ異なったテーマによるパネルディスカッションを開催したが、介護者が医療従事者(医師)やサービス提供事業者(ケアマネジャー・ヘルパー・訪問看護婦・デイサービス職員・施設関係者)などとダイレクトにやり取りができ、また、現場の生の声を聞くことができたために、介護保険制度について理解を深めていただく良い機会となった。

II 実施後に生じた課題

○講演会など1ヶ所で開催する予定であったが、12年度のアンケートの結果、介護者はできるだけ近い会場でイベントが開催されることを望んでいることがわかり、策定委員会で提案があったような、1ヶ所での効果的な開催などはについては、①会場へのアクセスの問題②介護者が出かけている間の要介護者のケアの問題など解決しなければならない課題が見つかった。これらの課題については①福祉バスの活用②イベント時のケアプランについてケアマネジャー及びサービス提供事業者との協力依頼や連携が必要であると考えられる。

ご協力ありがとうございました。

② 市町村特別給付・保健福祉事業以外の独自の施策（事業）等

1) 都道府県が実施する「在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等」について

<事例>

- 介護サービス事業支援推進事業 ······ 北海道
- 高齢者相互援助ホーム支援事業 ······ 秋田県
- 東京の介護保険を育むためのワーキング会議 ······ 東京都
- サービス評価制度普及事業 ······ 神奈川県
- 在宅復帰支援事業 ······ 石川県
- ケアマネジャー情報化サポート事業 ······ 静岡県
- 介護保険サービスの評価 ······ 兵庫県
- おたすけ介護ネットの整備によるケアマネジャーの支援
····· 和歌山県
- 居宅サービスサテライト事業所設置 ······ 広島県